

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第18回特定個人情報保護評価専門部会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時		令和5年6月2日(金) 午後2時～午後3時		
開催場所		Web会議		
出席者	委員	3人(別紙のとおり)		
	その他	7人(保険企画課総括副主幹、同主任、国保年金課主査、同主任、同主事、DX推進課主任2名)		
	事務局	3人(情報公開・文書管理課課長、同総括副主幹、同主任)		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	—
公開不可・一部不可の場合は、その理由		審議内容が相模原市情報公開条例第7条第5号に該当することから、相模原市審議会等公開基準第2条第1項第1号に基づき、非公開。		
議 題		<ol style="list-style-type: none"> 1 諮問事案に係る調査審議について <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価について 2 その他 		

議 事 の 要 旨

1 諮問事案に係る調査審議について

国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価について調査審議を行った。
実施機関である保険企画課から、資料に基づいて説明及び資料の訂正について説明の後、質疑応答が行われた。

(訂正内容)

- ・評価補足シートにおける国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置の記載漏れ
- ・個人情報保護法改正による特定個人情報等取扱規程及び要綱の改正の反映漏れ

(慎委員) 評価書の13ページ、C-2システム開発・保守・運用関係業務委託の文章で「委託業者職員が庁内でシステム開発・保守・運用関係の業務を行うため、特定個人情報を取扱うことがありうる。特定個人情報の提供は行われぬ。」とあるが、「取扱うことがありうるが、提供は行われぬ。」というのはどういう意味か。矛盾するように感じるが、説明をお願いしたい。

(DX推進課) 委託業者は庁内の管理区域でのみ作業する。そのため情報を外部への提供することはないものの、庁内では取り扱うことがある、といった意味である。

(慎委員) 表現がわかりにくいように感じた。可能であればわかりやすい表現に修正をお願いしたい。

(齋藤部会長)

庁内で取り扱うことがあるが、業者に提供するわけではないことをわかりやすい表現にしていただければと思う。

(慎委員) 評価書の20ページ、④記録される項目の主な記録項目の中で、その他の識別情報(内部番号)、その他の住民票関係情報に○があるが、具体的に何を指すか。場合によって項目が異なるのであればやむを得ないと思うが、項目が定まっているのであれば明確に書くべきではないか。他市の例で、その他と書いてあると何でもできてしまうのではないかという指摘を受けているものもあるので、念のため確認したい。

(DX推進課) 項目は定まっております、場合によって異なるものではない。それぞれの内容については、一つ下の「その妥当性」の欄の②、④に記載している。

(齋藤部会長)

元々の様式上、該当項目に○をつけ、その下「その妥当性」の欄に内容を記載するしかないものと思われるが、慎委員はそれで問題ないか。

(慎委員) 承知した。問題ない。

(齋藤部会長) 「その妥当性」欄の④その他の住民票関係情報で、続柄「等」となっているが、続柄しかないのであれば「等」を削除してもよいのではないか。検

討いたきたい。

(DX推進課) 検討する。

(慎委員) 評価書の56ページの⑤物理的対策の具体的な対策の内容の項目中の<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>の②についての質問で、評価書の内容からすると、中間サーバーは庁内にあるように読めるが、②の文中の警備員は、市役所に入るときの警備員を指すのか、中間サーバーが設置された部屋に対する警備員を指すのか。

(DX推進課) 評価書のシステム構成図等を見ると、庁内に中間サーバーがあるようにも見えるが、庁内にあるのは中間サーバー接続端末であり、中間サーバー自体は国のシステムである。評価書の該当部分の説明は国側のルールを記載しているものである。

(齋藤部会長) 該当部分の文言は決まっている文言ということか。

(DX推進課) そのとおりである。

(松浦委員) 評価書の42ページの特定個人情報の仕様の記録の具体的な方法の部分にアクセスログの確認について記載があるが、実際の確認体制がどうなっているか確認したい。委託の部分等では必ず2名以上で確認するとなっていたが、ここではそういった記載が無い。複数名で行わないと実効性がないように思われるが、いかがか。

(DX推進課) 現状、ダブルチェックはできていない。土日など通常業務を行わない日時の不自然なログはないかといったような観点でのチェックのみとなっている。1名のみの確認だと見逃す可能性もあるため、今後は2名以上での体制も検討したい。

(慎委員) 業務は年間を通して実施されるものか、特定の時期に集中して実施される業務か。

(DX推進課) 年間を通して実施されるものである。

(慎委員) 承知した。

(齋藤部会長) 現状としては抑止力としてのチェックの意味合いが強いと思われる。年間を通して実施する業務でダブルチェックをするのは、業務負荷を考えると現実的に難しいと思われる。もちろん市として再検討した結果、ダブルチェックする体制を構築するならば、それでもかまわないが、現状のチェック方法でも問題はないと思う。松浦委員はいかがか。

(松浦委員) 承知した。問題ない。

(齋藤部会長) 評価補足シートの2ページの2.2.1の<共通基盤システムにおける措置>の最後の部分について、「個人番号表示時にマスキング処理を実施する」から「個人番号を表示しないようにする」に修正した理由を教えてください。

(D X推進課) 他の評価書と記載を合わせる意味で修正した。

(齋藤部会長) これまでと取扱いは変わっていないが、記載を統一したという認識でよいか。

(D X推進課) そのとおりである。

(慎委員) 課の名称が情報政策課からD X推進課に変わった際には、何か業務の取扱いに変更はあったか。

(D X推進課) 変更ない。単純に名称が変わったのみである。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
特定個人情報保護評価専門部会 委員出欠席名簿
(令和5年6月2日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	部会長
2	松浦 薫	弁護士	出席	副部会長
3	慎 祥揆	東海大学情報理工学部 コンピュータ応用工学科准教授	出席	